

境界確定業務 特記仕様書

業務委託の名称	公園境界確定業務委託
履行場所	守口市藤田町3丁目65番地 外1箇所

(目的)

第1条 本委託業務の目的は分筆測量及び地積測量図の作成並びにそれに伴う嘱託登記申請手続き業務。

(測量範囲)

第2条 測量範囲は概ね別紙位置図に示す範囲とする。ただし範囲の拡大等が生じた場合は別途協議を行うものとする。

(成果品)

第3条 第1条の関係図書作成のうち、測量に関わる資料作成は、世界測地系座標を用いるものとする。ただし、近隣に基準点が無い場合は別途協議を行うものとする。

(協議打合せ)

第4条 協議打合せは、着手時は契約後速やかに、中間は作業進捗にあわせて、成果品納入時期は業務完了時とする。

(成果品の提出)

第5条 成果品は、以下の項目について、原稿（原図）及び電子データを1部納めること。なお、測量成果図面にあつてはPDF及びDWGファイルを作成するものとし、その作成及び編集の方法等について、あらかじめ本市監督員と協議を行うこと。

- ①位置図
- ②平面図
 - ・境界確定図
- ③求積図
 - ・地積測量図、面積計算書 等
- ④嘱託登記に関する図書
 - ・登記嘱託書、調査報告書、写真、登記完了証 等
- ⑤事前調査資料、その他資料

(疑義)

第6条 本委託業務履行に際し、疑義が生じた場合は監督員と協議しなければならない。